

問 I - 8 - 1 (現在の主務官庁との関係)

現在の主務官庁や許認可等を受けている官庁との関係は、今後どうなるのでしょうか。

答

- 1 新制度では、従来の主務官庁による指導・監督の体制が廃止され、内閣総理大臣又は都道府県知事が行政庁となります(公益法人認定法第3条)、ただし、特例民法法人は、移行認定又は移行認可を受けて公益法人又は一般社団・財団法人になるまでは、指導監督基準その他の規則等に従い、従来どおり現在の主務官庁の指導監督に服することになります。
  
- 2 一方、新制度への移行後の許認可等行政機関との関係については、基本的には従来どおりの指導・監督関係が継続されることが想定されますが、具体的な取扱いについては各許認可等機関に個別にご相談ください。
  
- 3 なお、行政庁は、公益法人への移行認定に当たっては、旧主務官庁及び許認可等行政機関の意見を聴くものとされており(整備法第104条)、また一般社団・財団法人への移行認可に当たっては、必要に応じ旧主務官庁の意見を聴くこととなっています(整備法第120条第4項)。このように、移行認定又は移行認可の審査に当たっては、主務官庁や許認可等を受けている官庁による指導監督の状況が、定められた意見聴取の手続きを経て行政庁に集められることとなります。